

茨城キリスト教大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 茨城キリスト教大学大学院（以下「本大学院」という。）はキリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論およびその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。

(課程)

第2条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

(研究科および専攻と教育目標)

第3条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

文学研究科 英語コミュニケーション専攻

生活科学研究科 食物健康科学専攻

心理学専攻

看護学研究科 看護学専攻

2 文学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、以下のような人材の育成を目指して研究と教育の充実を図る。

(1) 英語コミュニケーション専攻は、英語学、英語文学・文化および英語教育学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成を目指すとともに、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る。

3 生活科学研究科の各専攻は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成を目指して研究と教育の充実を図る。

(1) 食物健康科学専攻は、食物科学および人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る。

(2) 心理学専攻は、心理学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成を目指すとともに、高い倫理性と高度な専門知識および技術をもって地域住民の心の健康の保持増進に貢献する、学校カウンセラーや公認心理師等の高度心理専門職業人の育成を図る。

4 看護学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成を目指して研究と教育の充実を図る。

(1) 看護学専攻は、看護マネジメント学、看護教育学、生活支援看護学、発達支援看護学、精神看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースにおいて、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る。

(収容定員)

第4条 本大学院の収容定員は次の通りとする。

		入学定員	収容定員
文学研究科	英語コミュニケーション専攻	10名	20名
生活科学研究科	食物健康科学専攻	5名	10名
	心理学専攻	5名	10名
看護学研究科	看護学専攻	6名	12名

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 本大学院における在学期間は、4年を超えることはできない。

(学年、学期、休業日)

第6条 大学院の学年、学期、休業日については茨城キリスト教大学学則（以下「大学学則」という。）第5条以下第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程、単位および履修方法等

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院の教育は、前項の授業科目の授業および研究指導を、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目および単位数)

第8条 各研究科の授業科目および単位数は、文学研究科は別表1、生活科学研究科は別表2、看護学研究科は別表3の通りとする。

(履修方法)

第9条 文学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 生活科学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。

3 看護学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。ただし、専門看護師（CNS）を目指すためのコースの学生は40単位以上を履修するものとする。

4 学生は、履修する授業科目の選択および修士論文の作成に際し、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。

5 各専攻は、学生の入学後すみやかに、各学生の指導教員を定め、学長に届け出なければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第10条 第34条に定める各研究科会議（以下、研究科会議）が教育研究上有益と認め、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認を得られたとき、学生は、当該他大学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができるものとし、かつ、第12条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。ただし他の大学院から転学した場合は、その限りではない。

3 前2項の規定は第22条の規定による留学の場合にも準用する。ただし、第23条の規定によるデュアル・ディグリー制度については第2項の規定を適用せず、その上限単位数については別に定める。

(単位の認定)

第11条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験または研究報告によるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 各研究科会議が教育研究上有益と認めたときは、学生が大学院に入学する前に本大学院または他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、他の大学院から転学した場合を除き、15単位を超えないものとする。

第3章 課程の修了および学位の授与

(課程の修了要件)

第13条 文学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。

2 前項の規定にもかかわらず、当該修士課程の目的に応じ、文学研究科が適当と判断した場合は、英語コミュニケーション専攻の英語教育分野に限り、特定課題研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

3 生活科学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。

4 看護学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。ただし、専門看護師（CNS）を目指すためのコースを選択した学生は40単位以上を修得するものとする。

5 在学期間に関しては、上記の規定にも関わらず、当該研究科会議が優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

6 修士論文および特定課題研究の審査基準は、各研究科会議において別に定める。

(課程修了の認定)

第14条 修士課程修了の認定は、各研究科会議が設置する審査委員会が前条に掲げる修了要件の充足を事前に審査し、その報告を受けて当該研究科会議が合格と決することにより行う。

(学位の授与)

第15条 修士課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

文学研究科英語コミュニケーション専攻	修士 (文学)
生活科学研究科食物健康科学専攻	修士 (食物健康科学)
生活科学研究科心理学専攻	修士 (心理学)
看護学研究科看護学専攻	修士 (看護学)

2 学位授与に関する規程は別に定める。

第4章 入学、転学、留学、休学、退学および除籍

(入学資格)

第16条 大学院に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (5) その他本大学院が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期と出願)

第17条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、再入学については学期の初めとすることができる。

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類を添付し、検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学者の選考は選抜試験を行い、各研究科会議の議を経て入学者を決定する。

2 前項の選抜試験の方法、時期については各研究科会議が定める。

(入学手続き)

第20条 選抜試験等の結果合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

第21条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て学長に転学届を提出しなければならない。

2 他の大学院から本大学院に転学を希望する者については、欠員のある場合に限り、選考の上許可することができる。

(留学)

第22条 各研究科会議が教育研究上有益と認めるとき、学生は、本大学院との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定または本大学院からの留学に関する協議が成立している外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 前項による留学は、本大学院における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下、在学留学という）とし、留学期間は第5条2項の在学期間に含まれるものとする。

(デュアル・ディグリー制度による留学)

第23条 本大学院生は、本大学院が他の大学院（以下、提携大学院）との協定に基づき運用するデュアル・ディグリー制度において所定の要件を満たすとき、当該提携大学院に留学することができる。この場合の留学は、前条第2項に定める在学留学とする。

2 提携大学院に在籍する大学院生は、前項の制度において所定の要件を満たすとき、本大学院に留学することができる。

3 本条第1項および第2項に定める留学要件・修了要件等の詳細は、各研究科が提携大学院との協議により別に定める。

(休学)

第24条 休学については、大学学則第29、30、31条の規定を準用する。

(退学と再入学)

第25条 退学と退学者の再入学については、大学学則第25、26条を準用する。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は学籍から除籍されることがある。

- (1) 第5条2項の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (2) 第24条の休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 学生納付金の納付を怠り、督促を受け、納付期日を3月経過してもなお納付せず、かつ所定の手続きをとらない者

第5章 科目等履修生・研究生

(科目等履修生)

第27条 各研究科会議は、以下の各号のいずれかに該当する者の聴講を科目等履修生として許可することができる。

- (1) 第16条に定める者で、本大学院研究科の授業科目のうち、1科目または数科目を履修しようとする者
 - (2) 本大学院の修了生または中途退学者で、1科目または数科目の授業科目を履修しようとする者
 - (3) あらかじめ他の大学院との協議が成立し、双方の承認が得られた他の大学院（外国の大学院を含む）の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者
- 2 前項により履修できる単位は原則として年間10単位以内とする。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第28条 大学院修了生、または本大学院への出願資格を有する者で、本大学院教員との共同研究を希望する者については、各研究科会議の議を経て、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第6章 入学検定料、授業料その他の納付金

(学生納付金)

第29条 入学検定料および授業料等学生納付金の種類および金額については、別表4の通りとする。

2 学生納付金の特例扱いについては、別に定める。

(納入の方法)

第30条 前条に定める納付金の納入方法および期限については別に定める。

(学生納付金の延納等)

第31条 特別な事情により、納付金の延納および分納、減免の取扱を希望する者は、願書に理由書を付けて、保証人連署の上学長に提出し、許可を受けねばならない。

2 休学する者の納付金については、「茨城キリスト教大学学則」第41条の規定を準用する。また本大学院学生が休学在籍料を納入する場合、その額は別表4の通りとする。

3 第22条2項に規定される在学留学生は、在学留学期間中、授業料を除いた学納金の納入を免除する。ただし、在学留学生のうち特に優れた成績を修めた者に対しては、在学留学期間中の授業料の納入も免除することがある。

4 授業料を含む学納金の納入を全額免除される在学留学生を特別在学留学生という。特別在学留学生は、手続き料5万円を納入するものとする。

第7章 賞罰

第32条 大学院学生の賞罰については、大学学則第45条および第46条を準用する。

第8章 教員および運営組織

(研究科担当教員)

第33条 本大学院における研究指導は、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める研究指導教員または研究指導補助教員が担当する。授業は、研究指導教員または研究指導補助教員に加えて、専任の授業担当教員または兼任講師を授業担当教員としてこれに充てることがある。

2 各研究科に研究科長を置く。研究科長は、本大学院における授業および研究指導を行う教授をもって充てる。

3 各研究科長は、各研究科会議の選挙によって選出される。

(研究科会議)

第34条 大学院の管理運営のため、各研究科会議と合同研究科会議を置く。

2 各研究科会議は、文学研究科会議、生活科学研究科会議、看護学研究科会議とし、いずれも第33条第1項に定める研究指導教員および研究指導補助教員をもって組織する。ただし学長および副

学長はその構成員とはならない。

- 3 合同研究科会議は、学長および副学長、前項に定める全研究科会議の構成員をもって組織する。
- 4 各研究科会議および合同研究科会議の細部運営規則は、「茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則」として別に定める。

(研究科会議の審議事項)

第35条 各研究科会議は次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員の審査に関する事項
 - (2) 教育課程に関する事項
 - (3) 試験および学位審査に関する事項
 - (4) 学生の入学および除籍に関する事項
 - (5) 学生の指導、厚生、賞罰に関する事項
 - (6) 科目等履修生および研究生に関する事項
 - (7) その他、各研究科の管理運営に関する事項
- 2 合同研究科会議は次の事項を審議する。
- (1) 規程改正に関する事項
 - (2) その他、大学院全体の管理運営に関する事項

(大学院運営委員会および研究科長会議)

第36条 大学院の運営を円滑に行うために、合同研究科会議のもとに大学院運営委員会を設置する。

第37条 大学院運営委員会は、学長、副学長、各研究科長、各研究科から選出された専攻運営委員2名、学務部長または学務副部長、入試広報部長または入試広報副部長、事務長をもって構成する。また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

2 大学院運営委員会は学長が招集し、その議長となる。

3 委員の任期は、専攻運営委員にあっては2年とし、それ以外の委員はその職務にある期間とする。

第38条 大学院運営委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 合同研究科会議の審議に付する原案の調整
- (2) 本大学院の運営に関して合同研究科会議により裁量委任される事項の審議と決定、およびその運用

第39条 専攻運営委員の職務は次の通りとする。

- (1) 当該専攻の運用に際し、慣習とされてきた諸事項の調整と運用
- (2) 合同研究科会議または大学院運営委員会の決定によりその裁量とされた事項の運用
- (3) 当該専攻をおく研究科の研究科長より指示される事項の運用

第40条 大学院運営委員会の中に研究科長会議を置き、学長、副学長、各研究科長、事務長をもって組織する。また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

2 研究科長会議は学長が主催・招集する。

3 研究科長会議は学長および各研究科長が、大学院運営委員会および合同研究科会議、または各研究科会議の議事として提出する事項について、事前にその内容を把握し、必要のあるときは互いの意見交換・意思疎通を経て議事の内容を調整し、大学院運営を円滑に進めることを目的として開催する。

(事務組織)

第41条 大学院に関する事務の執行は、本大学の事務組織がこれにあたる。

第9章 資格

(資格)

第42条 本大学院が開設する各種資格取得のための科目を履修し、単位を修得した者は、次の各項に掲げる資格を取得することができる。

2 教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。ただし、各々に該当する一種免許状の所要資格を有する者に限る。

専攻	免許状の種類	免許教科
英語コミュニケーション専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語
食物健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	家庭
	栄養教諭専修免許状	
看護学専攻	養護教諭専修免許状	

3 公認心理師法および同法施行規則に定めるところにより、本大学院が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、公認心理師受験資格を与える。ただし、大学（短期大学を除く）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として公認心理師施行規則で定めるものを修めて卒業した者に限る。

4 その他の資格について、取得に必要な要件は別に定める。

第10章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第43条 本大学院は、その研究水準の向上を図り、第1条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検および評価を実施するものとする。

2 前項の自己点検および評価等の実施に関することは、別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第44条 本学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

第45条 本学則の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この学則は1995年4月1日から施行する。

2～17 (中略)

18 この学則は2016(平成28)年4月1日から施行する。

19 この学則は2017(平成29)年4月1日から施行する。

20 本学則は2018(平成30)年4月1日から施行する。

- 21 本学則は 2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行する。
- 22 本学則は 2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。
- 23 本学則は 2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する。
- 24 本学則は 2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行する。
- 25 本学則は 2023（令和 5）年 4 月 1 日から施行する。
ただし、文学研究科英語英米文学専攻に所属する 2022（令和 4）年度以前入学生については、従前の学則が適用される。
- 26 本学則は 2024（令和 6）年 4 月 1 日から施行する。
- 27 本学則は 2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行する。

学則別表 1～3

別表 1～3 は省略する。別表 1～3 の内容は履修要項 I～III で確認できる。

学則別表 4

別表 4 学生納付金および納入方法

	年 額	納 入 方 法		備 考
		前 期	後 期	
入学検定料	32,000 円			
入 学 金	200,000 円			入学時のみ
授 業 料	576,000 円	288,000 円	288,000 円	文学研究科
〃	288,000 円	288,000 円	—————	文学研究科（前期末修了）
〃	384,000 円	192,000 円	192,000 円	文学研究科（長期履修 3 年）
〃	615,000 円	307,500 円	307,500 円	生活科学研究科
〃	307,500 円	307,500 円	—————	生活科学研究科（前期末修了）
〃	410,000 円	205,000 円	205,000 円	生活科学研究科（長期履修 3 年）
〃	810,000 円	405,000 円	405,000 円	看護学研究科
〃	405,000 円	405,000 円	—————	看護学研究科（前期末修了）
〃	540,000 円	270,000 円	270,000 円	看護学研究科（長期履修 3 年）
設備拡充費	90,000 円	45,000 円	45,000 円	文学研究科
〃	45,000 円	45,000 円	—————	文学研究科（前期末修了）
〃	60,000 円	30,000 円	30,000 円	文学研究科（長期履修 3 年）
〃	150,000 円	75,000 円	75,000 円	生活科学研究科食物健康科学専攻
〃	75,000 円	75,000 円	—————	生活科学研究科食物健康科学専攻（前期末修了）
〃	100,000 円	50,000 円	50,000 円	生活科学研究科食物健康科学専攻（長期履修 3 年）
〃	90,000 円	45,000 円	45,000 円	生活科学研究科心理学専攻
〃	45,000 円	45,000 円	—————	生活科学研究科心理学専攻（前期末修了）
〃	60,000 円	30,000 円	30,000 円	生活科学研究科心理学専攻（長期履修 3 年）
〃	300,000 円	150,000 円	150,000 円	看護学研究科
〃	150,000 円	150,000 円	—————	看護学研究科（前期末修了）
〃	200,000 円	100,000 円	100,000 円	看護学研究科（長期履修 3 年）
公認心理師課程費	60,000 円			公認心理師受験資格取得希望者（2 年次のみ）
専門看護師（CNS）課程費	200,000 円			専門看護師（CNS）受験資格取得希望者（2 年次のみ）
休学在籍料	120,000 円	60,000 円	60,000 円	半期休学の場合は半期分のみ納入

履修単位認定（学則 12 条）に関わる手続

< 単位認定手続 >

- ①入学後の履修ガイダンス後に本人から学務部に申請
- ②認定希望科目を確認し、成績証明書・シラバスを提出
- ③学務部から各研究科長に認定科目原案作成を依頼
- ④各研究科長は当該科目担当者と相談の上、認定科目原案を作成
- ⑤認定案を本人に提示し、認定希望科目を確定
- ⑥成績を登録（評価は「認定」）し、成績通知票・認定通知票を学生に発行
（認定通知票は研究科長名で作成）

茨城キリスト教大学大学院学位授与規程

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の規程に基づき、茨城キリスト教大学大学院において授与する学位の種類、論文審査および試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定める。

第2条 茨城キリスト教大学において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科	修士（文学）
生活科学研究科 食物健康科学専攻	修士（食物健康科学）
心理学専攻	修士（心理学）
看護学研究科	修士（看護学）

第3条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする。

第4条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院修士課程を修了した者に授与する。

第5条 前条の学位授与に係わる学位論文は、在学期間中に論文概要を添えて、1編3部を各研究科長に提出するものとする。ただし、研究科長は審査に必要な部数の追加を求めることができる。

2 前項により一旦受理した学位論文は返還しない。

第6条 各研究科長は、前条により学位論文を受理したときは、学位を授与できるものか否かについて各研究科会議の審査に付さなければならない。

第7条 前条の規程により学位論文が審査に付されたときは、各研究科会議は、教授のうちから3名以上の審査委員を選出して審査委員会を組織し、受理した論文の審査ならびに単位修得要件充足の確認を委嘱する。ただし、必要があるときは、各研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 各研究科会議は、前項の審査委員のうち一人を主任審査委員として指名する。

第8条 前条に定める審査委員会は、学位論文受領後1ヵ月以内にその審査を終了しなければならない。

第9条 学位論文の審査を終了したときは、審査委員会は、速やかに学位論文審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を各研究科会議に提出しなければならない。また提出にあたっては、単位修得要件の充足を公証する資料を添付するものとする。

第10条 各研究科会議は学位論文審査報告書および単位修得要件の充足確認資料に基づき、課程修了の可否原案を決定し、学長にその結果を通知する。

2 前項の決定を行う研究科会議には、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成が得られなければならない。

第11条 各研究科会議が前条の議決をしたときは、各研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

第12条 学長は、前条の報告に基づき学位の授与について決定する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記（別表）を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

第13条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に（茨城キリスト教大学）を付記するものとする。

第14条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、各研究科会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることができる。

2 各研究科会議において、前項の決議をするには、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

第15条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

第16条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1. この規程は、1995年4月1日から施行する。
2. この規程は、2011年4月1日から施行する。
3. 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
4. 本規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）において行われる人を対象とする研究に関し、国および公的諸機関が提示する倫理指針に基づき研究が適正に行われるよう、必要な事項を定める。

(審査)

第2条 前条にいう研究を行おうとする者は、研究計画書および倫理審査申請書（別紙様式第1号）を学長に提出し、研究の計画および実施の適否について倫理上の審査（以下「審査」という。）を受けることができる。

2 前項の研究計画書および倫理審査申請書が提出された場合、学長は次条に規定される委員会に対し、倫理的、科学的観点から審査するよう諮問しなければならない。

(委員会の設置)

第3条 前条に規定される審査を行うため、学長は本学に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営については、別に定める。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 本学の教員
- (2) 学外の有識者
- (3) 学外の一般の立場を代表する者
- (4) その他学長が必要と認める者

2 委員会の委員は5名以上とし、次の第1号および第2号を含まなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

3 委員会は男女両性の委員により構成する。

4 委員は、学長が委嘱するものとする。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 任期途中で委員会に欠員が生じ、それを補う必要がある場合には、学長が新たに委員を委嘱し、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1名および副委員長2名を置き、学長は委員の中から委員長を指名し、委員長は委員の中から副委員長を指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(臨時委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て、学長が任期を定めて委嘱するものとする。

3 委員会は、必要に応じて臨時委員の出席を求め、調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、臨時委員は審査の判定に加わることはできない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、学長の諮問があった場合、研究の計画および実施の適否について、倫理的観点から審査を行うものとする。

2 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について調査・審議する。

3 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について学長に建議することができる。

4 委員会は、審査を経た研究に関わる論文等の発表または研究助成申請に際し、必要な倫理審査の証明を行うことができる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号のうちから1名以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の委員が審査を申請する者(以下「申請者」という)となった場合、当該審査に加わることはできない。

3 委員会が特に必要と認めた場合は、申請者その他委員以外の者に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示のいずれかによるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

2 審査の判定基準については、次の各号のとおりとする。

(1) 承認：倫理上の問題がないもの。

(2) 条件付承認：倫理指針に基本的に反しないが、実施に際して配慮を必要とするもの。

(3) 変更勧告：倫理指針に抵触する恐れがあるもの。

(4) 不承認：倫理指針に明らかに反するもの。

(5) 非該当：審査対象に該当しないもの。

3 前項第2号および第3号に該当する場合、研究計画を修正、補充、または変更した部分について委員会の審査を受けるものとする。

(審査記録およびその公開)

第10条 審査経過および判定結果の記録は、法令上別段の定めがある場合を除き、研究の終了または中止の日の翌日から5年間保存しなければならない。

2 委員会が特に必要と認め、申請者および研究の対象者の同意が得られた場合には、学長は審査経過および判定結果を公表することができる。

(審議の公開)

第11条 委員会が必要と認め、申請者および研究の対象者の同意が得られた場合には、委員長は審議を公開することができる。

(判定の通知)

第12条 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を倫理審査結果報告書（別紙様式第2号）により学長に答申しなければならない。

2 委員長は、審査の判定結果が第9条第1項の第2号から第5号のいずれかに該当する場合、前項の報告書にその理由等を明記しなければならない。

3 学長は、本条第1項の答申を受けた後、その判定結果を倫理審査結果通知書（別紙様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

4 学長は、審査の判定結果が第9条第1項の第2号から第5号のいずれかに該当する場合、委員長をもって前項の通知書にその理由等を明記させるものとする。

(再審査)

第13条 申請者は、前条第3項の通知書に示される審査結果に対し異議のある場合は、同一研究につき1回に限り再審査を申請することができる。

2 前項の再審査を申請しようとする者は、倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に、再審査申請書（別紙様式第4号）を学長に提出しなければならない。

3 前項の再審査申請書が提出された場合、学長は第2条第2項に規定されるものと同様の手続きを取るものとし、以降も同様とする。

(研究等の実施計画の変更)

第14条 倫理審査申請書または再審査申請書を提出した後に研究等の実施計画を変更しなければならない場合は、速やかに、研究計画変更申請書（別紙様式第5号）により学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、学長は改めて審査の手続きを取るものとする。

(研究者の責務)

第15条 研究者は、第2条に規定される研究計画書の作成にあたって、試料等の提供者等に予想される影響および危険性に鑑み、提供者等への不利益を防止するため、研究の必要性等を十分考慮しなければならない。

2 研究者は、試料等の提供者の人権が守られるよう、事前に十分な説明を行い、提供者の自由意志に基づくものであることを確認できる文書による同意を得た上で、試料等の提供を受けるものとする。

3 研究者は、研究期間中、委員会の指定する回数および間隔で研究の進捗状況に関する報告書（別紙様式第6号）を作成し、学長に報告しなければならない。

4 研究者は、承認された研究を終了または中止した場合、研究終了（中止）報告書（別紙様式第7号）を作成し、学長に報告しなければならない。

(遵守義務)

第16条 委員会の委員および研究者は、職務上知り得た個人情報等を正当な理由なく、他者に漏らしてはならない。研究が終了した後、または研究を中止した後も同様とする。

(事務業務)

第17条 委員会の業務に関わる事務は、学術研究センターが行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるものの他、倫理審査の実施にあたり必要な事項は、委員会が別に定め、学長の承認を得るものとする。

(規程の改定)

第19条 この規程を改定しようとするときは、委員会の発議により、合同教授会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2006年 4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2006年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、2013年 4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2013年 7月9日から施行する。
- 5 この規程は、2015年 4月1日から施行する。
- 6 この規程は、2016年 4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学研究倫理指針

(目的)

第1条 茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者および研究に関与する事務職員の行動、態度の倫理的指針をここに定める。

(研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳を重んじ、個人のプライバシーに配慮し、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等および本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 「研究者」は、次の者とする。

(1) 本学教育職員任用規程第2条(1)から(7)に定める者

(2) 前(1)と共同で研究を行う全ての者

2 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表、評価にいたる全ての過程における行為、決定およびそれに付随する全ての事項をいう。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見、発見または専門的知見を公表する全ての行為をいう。

4 「研究に関与する事務職員」とは、本学の研究に対する事務、管理等（以下「研究事務等」という。）に携わる専任事務職員、嘱託員、臨時職員、およびアルバイト職員をはじめとする全ての研究事務等に従事する者をいう。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、他の研究者と共同で研究活動を行う場合は、相互の学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる場合は、学生が不利益を蒙らないよう十分に配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、デー

タ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について、分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(実験ノート、情報、データ等の利用および管理)

第8条 研究者は、実験ノート、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、実験ノート、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令または規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、本学および研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造 (存在しないデータの作成)

(2) 改ざん (データの変造、偽造)

(3) 盗用 (他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)

- 5 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることを自覚し、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップ)

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱い)

第 12 条 研究者および研究に関与する事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄附金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用および管理に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者および研究に関与する事務職員は、研究費の使用および管理に当たっては、法令、本学の諸規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。
- 4 研究者および研究に関与する事務職員は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第 13 条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第 14 条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

- 2 本学は、この指針の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為および研究に関与する事務職員の研究倫理に反する行為に加担する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。
- 3 前 2 項に関する事項は別に定める。

(改定)

第 15 条 この指針の改定は、研究支援委員会の議を経、合同教授会の承認を得てこれを行う。

附則

- 1 この指針は、2010 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針は、2014 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この指針は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

茨城キリスト教大学大学院前期末修了に関する規程

(要旨)

第1条 大学院学生の前期末修了については、この規程の定めるところによる。

(修了の時期)

第2条 修了の時期は、9月の学位授与式の日とする。

(対象となる学生)

第3条 修了の対象となる学生は、当該年度の前学期終了時に、修了に必要な条件を満たすことが可能な者とする。

(手続き)

第4条 前条に規程する学生は、4月の履修登録手続き期限までに、別紙申請書を学務部窓口へ提出する。

(修士論文及び最終試験)

第5条 修士論文は、学事暦で示された期日までに学務部窓口へ提出する。ただし、論文未提出の場合は、後期の提出者と同様に「未執筆届」を提出する。

(修了判定)

第6条 修了判定は、9月の各研究科会議で行う。

(学位授与式)

第7条 学位授与式は、9月中に行う。

(単位認定)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な内規は、合同研究科会議の議を経て、定めることができる。

第9条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1. 本規程は、2008年4月1日から施行する。(2008年度在学学生から適用する。)
2. 本規程は、2011年4月1日から施行する。
2. 本規程は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

Semester留学/ダブル・ Semester留学 実施要項

1. 趣旨

茨城キリスト教大学大学院（以下、本大学院）の学生を本学大学院学則第22条に定める高等教育機関等に派遣し、英語、英語圏の文化、および英米文学などの分野に関する知識を深め、英語を必要とする社会人に求められる実践的コミュニケーション能力を育成する。

2. 応募資格

- (1) 留学する目的が明確であり、渡航費・滞在費等の費用を負担できること。
- (2) 異文化体験に対する興味と意欲を持ち、留学先での生活に適応できる資質があること。
- (3) 留学時に、原則として本学大学院文学研究科英語コミュニケーション専攻の1年次であること。

3. 留学先と期間

- (1) Semester留学の場合、8月下旬から3月中旬まで滞在する。（ハワイ・パシフィック大学）
- (2) ダブル・ Semester留学の場合、9月下旬から6月上旬まで滞在する。（ハワイ・パシフィック大学）

4. 費用

- (1) Semester留学の場合の諸費用については、地域・国際交流センターに問い合わせること。
- (2) 本学への支払い

この留学は、学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という）で、留学期間は在学期間に含まれる。

在学留学生は、在学留学期間中、授業料を除いた学納金の納入を免除あるいは特に優れた者に対しては、在学留学期間中の授業料の納入も免除されることがある（手続き料5万円が必要）。

5. 募集人数

2名程度

6. 提出書類と申し込み期限

留学を希望する年度の4月（第2火曜日）までに、下記の書類を地域・国際交流センターに提出すること。

- (1) Semester留学又はダブル・ Semester留学申込書
- (2) TOEFL のスコア証明書のコピー

7. 選考方法

<第一次審査>

- (1) 大学院文学研究科の教員が書類審査により第一次審査を行う。
- (2) 第一次審査の基準は下記の通りとする。

①希望する大学で勉強するに足る語学力を有すること。

TOEFL の ITP 550点以上取得していること。

< 第二次審査 >

- (1) 第一次審査を通過した者に対し、大学院文学研究科の教員が面接試問により第二次審査を行う。
- (2) 第二次審査の基準は下記の通りとする。
 - ① 留学するに足る、英語のオーラルコミュニケーション能力があること。
 - ② 留学に対する意欲と明確な目的を持ち、将来計画もしっかりしていること。
- (3) 第二次審査まで合格した者は、誓約書（本大学院からの派遣学生にふさわしい留学生活を送ること、留学終了後には必ず本大学院を修了すること）を提出する。

8. 単位認定

- (1) 留学先の大学院授業またはそれと同程度の授業を履修し、合格した場合、最大10単位まで本大学院で修得した単位として認定する。

○詳細については、地域・国際交流センターに問い合わせること。

大学院科目等履修生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は本大学院学則第27条に基づき、科目等履修生の取扱に関し必要事項を定めるものである。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第16条(1)～(5)に該当する者。

(2) 本大学院の修了生または中途退学者。

(3) 本大学院と提携関係にある外国の大学院からの留学生。

2 外国人については前各号のいずれかに該当し、履修する年度の4月より1年間以上の日本在留資格を有している者。または、本学と提携関係にある外国の大学院からの留学生。

(受講期間)

第3条 受講期間は1年以内とする。希望により第6条の手続きを経て継続を認めることがあるが、重複履修は認めない。また、継続期間は最大4年間とする。

(履修科目の制限)

第4条 本大学院の開講科目中、科目等履修生の受講できない授業科目は、次の各号に該当するものとする。

(1) 実習科目

(2) 論文指導に関する科目(課題研究)

(3) その他本大学院が受講を認めない科目

(履修単位数の制限)

第5条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は10単位までとする。

(出願手続きおよび審査料)

第6条 科目等履修生を志願する者は、以下に定める審査料と出願書類を期日までに提出しなければならない。ただし本大学院と提携関係にある外国の大学院からの留学生については別に定める。

(1) 審査料：10,000円(本学の学部在学学生・学部卒業生・大学院修了生は、5,000円)

なお、継続する場合、審査料は無料とする。

(2) 出願書類 科目等履修生志願書、卒業証明書、単位修得証明書、写真(1枚)

(3) 外国人については、前項のいずれかに該当する書類の他、在留資格証明書を添付すること。

(選考方法および許可)

第7条 科目等履修生の選考は書類審査と面接とし、研究科会議の議を経て許可する。ただし、本学と提携関係にある外国の大学院からの留学生については別に定める。

(登録料および受講料等)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、定められた期間内に以下の登録料および受講料

を納入しなければならない。ただし、本大学院と提携関係にある外国の大学院からの留学生については別に定める。

(1) 登録料：8,000円（本学の学部在學生・学部卒業生・大学院修了生は、4,000円）

(2) 受講料：1単位 17,000円（本学の学部在學生は、8,500円）

（入学許可の取消）

第9条 前条に定められた納付金を所定の期日までに納入しない場合は、入学許可を取り消すことがある。

（納付金の返還）

第10条 既に納入された納入金は、原則として返還しない。

（証明書の発行）

第11条 科目等履修生から願い出があったときは、単位修得証明書を発行する。

（規程の改正）

第12条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は1998年4月1日より施行する。
- 2 この規程は1999年4月1日より施行する。
- 3 この規程は2007年4月1日から施行する。
- 4 第6条(2)出願書類 写真2枚を1枚に変更する。(2008年4月1日)
- 5 この規程は2011年4月1日より施行する。
- 6 本規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は本学大学院学則第28条に基づき、研究生の取扱に関し必要事項を定めるものである。

(出願資格)

第2条 この規程により研究生として出願できる者は、大学院修了生、または本大学院への出願資格を有する者で、本大学院教員との共同研究を希望する者とする。

(期間)

第3条 研究生である期間は1年以内とする。ただし希望により本規程第5条の手続きを経て継続することを認めることがある。

(出願手続きおよび審査料)

第4条 研究生を志願する者は、以下に定める審査料と出願書類を期日までに提出しなければならない。

1. 審査料：5,000円

なお、継続する場合は審査料は無料とする。

2. 出願書類：研究生志願書、最終学歴校における修了を証明する書類、写真（1枚）

(審査および許可)

第5条 研究生の審査は書類審査と面接によるものとし、各研究科会議の議を経て許可するものとする。

(学納金)

第6条 研究生として許可された者は、定められた期間内に、当該年度入学者の「授業料」の4分の1相当額を納入しなければならない。ただし、千円未満は切捨てとし、前期・後期毎の分割納入を認める。

2. 研究生である期間が6ヵ月以内の場合は、前項の分割納入相当額とする。

(許可の取消)

第7条 前条に定められた納付金を所定の期日までに納入しない場合は、許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

第8条 既に納入された納付金は、いかなる理由であっても返還しない。

(証明書の発行)

第9条 研究生から願い出があった場合は、研究生である（あった）ことを示す証明書を発行する。

(改正)

第10条 本規程の改正は、合同研究科委員会の審議を経て学長がこれを行う。

(付則)

1. この規程は1999年4月1日より施行する。
2. 第4条2出願書類 写真2枚を1枚に変更する。（2008年4月1日）
3. この規程は2013年4月1日より施行する。
4. 本規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学の大学院学生を教育的配慮のもとに学部、学環または全学教養課程開講科目の教育補助業務に従事させる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者を、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）と称する。

(職務)

第3条 TAは、当該学生の所属する研究科の長の監督およびTAを要する学部、学環または全学教養課程開講科目の当該授業科目担当教員の指導のもとに、実験・実習・演習・講義等の授業に関わる教育補助業務（試験監督補助を含む）を行う。

(資格)

第4条 TAとなることができる者は、本学大学院在学中の学生とする。

2 TAとなる者は、以下の各号のすべてに該当し、かつ教育補助業務を遂行する能力を有しなければならない。

- (1) 当該授業科目または当該授業科目と密接に関連する授業科目において優秀な成績を修めた者
- (2) 所属する研究科において、または卒業した学部および学環において優秀な成績を修めた者
- (3) 所属する研究科を所定の年限で修了する見込みのある者（留学等の理由による休学期間を除く）

(教育補助を行う授業科目の申請および審査)

第5条 TAによる教育補助を希望する教員は、当該授業科目の属する学科の主任もしくは全学教養科目および学環科目の場合は学環長の承認を得たのちに、所定の申請書を当該授業科目と密接に関連する分野の研究科の長に対し、採用を希望する前年度2月末日までに提出しなければならない。ただし、当該授業科目が後期科目の場合は当該年度の7月末日まで提出することができる。

2 申請を受けた研究科の長は、その申請に関わる教育補助業務が当該研究科の教育において適切か否かを審査し、その結果を書面をもって申請者に通知しなければならない。

(選考)

第6条 研究科の長は、前条によりTAの教育補助業務を要する授業科目が決定された場合は、前年度の3月末日、または当該年度の8月末日までに当該研究科の学生からTAを選考し、当該研究科会議および当該授業科目担当教員に報告しなければならない。

2 入学手続きを完了した者のうちからTAを選考する場合には、当該授業科目担当教員および研究科の長の推薦に基づき、当該年度の前期履修登録期間終了日までに研究科会議において議を経なければならない。

3 研究科の長は、前項によりTAが選考された場合は、当該年度の前期履修登録期間終了日までに当該授業科目担当教員に報告しなければならない。

(採用)

第7条 TAの採用は茨城キリスト教学園臨時職員の就業に関する規程に基づきこれを行う。

2 採用時期は原則として4月および9月の年2回とする。

(雇用期間)

第8条 TAの雇用期間は当該学年度内とする。

(勤務時間)

第9条 TAの勤務時間は、週に10時間を超えないことを原則とし、月40時間以内、かつ年間120時間以内とする。ただし、採用計画書で届出た時間数を超えないものとする。

2 TAの勤務時間については、当該授業科目担当教員と研究科の長の間で調整する。

(給与)

第10条 TAの給与は、「茨城キリスト教学園臨時職員給与表」(別表第2号)に基づき支払う。

2 通勤手当は支給しない。

3 給与等の支払事務については、事務部庶務課で行う。

(学外実習補助)

第11条 TAは、当該授業科目担当教員が学外実習先でTAを監督できる場合に限り、学外実習補助業務を行うことができる。

2 TAに学外実習補助業務を行わせる場合は、当該授業科目担当教員が事前に学務部へ計画書を提出しなければならない。

3 自宅または大学から実習先までの往復の交通費を支給する。交通費は、公共の交通機関利用に要する費用により算出する。

(出勤簿の管理)

第12条 TAの出勤簿の管理は当該授業科目担当教員が行う。出勤簿はTA本人が押印し、毎月末に当該授業担当教員が確認した後、当該授業担当教員から学務部を経由して庶務課に提出するものとする。

(事前指導と実績報告および研修)

第13条 TAによる教育補助業務が認められた当該授業科目担当教員は、その授業の開始前に、TAに対して適切な事前指導を実施しなければならない。

2 前項の当該授業科目担当教員は、TAの雇用期間の業務を監督し、当該学期末までに、所定の実績報告書を当該研究科の長に提出しなければならない。

3 TAは、大学が実施する必要な研修を受講しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、TAに関する必要事項は、研究科会議が別途定める。

(所管部署)

第 15 条 第 10 条第 3 項および第 12 条に定めるもの以外の T A に関する事務は学務部が行う。

(改定)

第 16 条 この規程の改定は、合同教授会の議を経て学長がこれを行う。

(附則)

- 1 この規程は、2010 年 1 月 19 日より施行する。
- 2 この規程は、2012 年 1 月 17 日より施行する。
- 3 この規程は、2012 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は、2020（令和 2）年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この規程は、2024（令和 6）年 4 月 1 日より施行する。

茨城キリスト教大学大学院納付金の特例扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第29条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入学金の減額)

第2条 茨城キリスト教大学卒業生にかかる入学金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める入学金の2分の1とする。

(大学院留年生納付金)

第3条 本大学院で修業年限内に所定の単位を修得できない留年生の納付金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1のほか、1単位当たり34,000円×修了要件に対する不足単位数（看護学研究科の特別研究の単位を除く。）を加算した額とする。

2 前項に定める額の上限は、年間授業料の2分の1とする。

3 当該年度の前期末で修了する場合の納付金についても、前項に定める額と同額とする。

(文学研究科および生活科学研究科論文専修生納付金)

第4条 文学研究科および生活科学研究科で修了要件の単位を修得し、学位論文審査で不合格となり本大学院学則第5条2項に定める在学期間の範囲で引き続き在学する者（以下「論文専修生」という。）の納付金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1を合わせた額とする。

2 当該年度の前期末で修了する論文専修生の納付金についても、前項に定める額と同額とする。

(改定)

第5条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日に在籍する学生から適用施行する。

2 この規程は、2016年4月1日から施行する。

3 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

4 本規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学大学院と海外大学院とのデュアル・ディグリー制度運営規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院（以下、「本大学院」と記す）が、海外の大学院との間で協議が成立しているデュアル・ディグリー制度（以下、「DD制度」と記す）を運営するために必要な事項を規定することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 DD制度とは、本大学院および海外大学院双方の学位取得要件を充足した者に、両大学院がそれぞれ学位を授与する制度のことである。

(修学期間および身分)

第3条 デュアル・ディグリー（以下、「DD」と記す）取得を目指す学生（以下、「DD生」と記す）の修学期間は、本大学院で1年、海外大学院で1年を基本とする。ただし、修学期間を調整する必要がある場合は、学長の承認を受けなければならない。

- 2 海外大学院で修学するDD生は、修学期間中、本大学院の学籍を維持する在学留学生として扱う。
- 3 本大学院で修学する海外大学院からのDD生は、本大学院における転学生として扱う。

(志願要件)

第4条 DD取得を志願する本大学院の学生は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) DD留学を希望する大学院から入学許可を得られる見込みのある者。
- (2) 海外大学院における使用言語で受講が可能な者。
- (3) 本大学院学則による懲戒履歴がない者。
- (4) 海外旅行資格停止などの処分を受けたことがない者。

(申請手続および選抜手続)

第5条 DD取得を希望する本大学院の学生は、指導教員の了解を得た上で、所定の期日までに申請書を学務部に提出しなければならない。学務部は、当該学生の所属する研究科（専攻）と連携し、事務を所管する。

- 2 当該研究科は、申請者の資格要件、修学能力などに関して審査を行い、DD候補生を選抜する。
- 3 DD候補生の選抜を受け、学務部は学生の氏名等必要事項を地域・国際交流センターに通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受け、地域・国際交流センター運営委員会は当該学生を特別在学留学生とすることの可否について、当該研究科に意見を述べるものとする。
- 5 前項の意見を受け、当該研究科は、DD候補生の最終決定をする。
- 6 本条第2項、第3項、第4項、および第5項の手続きを経てDD候補生として選抜された学生は、学長の承認を受けなければならない。

(派遣・受け入れの時期および人数)

第6条 DD生の派遣・受け入れの時期は、毎学期開始時とする。

- 2 DD生の人数は、海外大学院との協定による。ただし、両大学院間の協議によって、派遣・受け入れの人数等に関して調整することができるものとする。

(登録、授業料等学納金、その他経費)

第7条 DD生は、両大学院の登録手順により、所定の登録をしなければならない。

- 2 DD生の授業料は、両大学院間の協定によって定める。
- 3 授業料以外の学納金およびその他の経費については、両大学院間の協定によって定める。

(修了単位認定)

第8条 DD生は、受け入れ大学院の規程に従ってその教育課程を履修しなければならない。

- 2 本大学院から派遣されるDD生が海外大学院において履修した科目の成績および単位は、当該海外大学院の規程により評価・認定され、本大学院における修了要件としての成績および単位の認定は、本大学院の規程による。
- 3 海外大学院からのDD生が本大学院において履修した科目の成績および単位は、本大学院の規程により評価・認定され、当該海外大学院における修了要件としての成績および単位の認定は、当該海外大学院の規程による。

(学位授与)

第9条 海外大学院からのDD生は、本学大学院修了に必要な単位の二分の一以上を取得しなければならない。

- 2 DD生は、それぞれの大学院の課程修了に必要な単位の二分の一以上をそれぞれの大学院において修得しなければならない。
- 3 DD生は、本大学院と海外大学院両校の規程に定められるそれぞれの修了要件を満たした場合に、双方の大学院から学位を取得できる。
- 4 その他必要な事項は、別途定める。

(遵守事項)

第10条 DD生は、本大学院と海外大学院の学則および諸規程を遵守しなければならない。

- 2 DD生は、出入国管理法および諸般の法規を遵守しなければならない。

(途中放棄)

第11条 DD生は、海外大学院で修学中、本学学長の承認なく就学放棄および休学はできない。

- 2 DD生として派遣された者が途中放棄する場合、DD履修放棄願を学務部に提出しなければならない。取得済みの単位の扱いについては本大学院の規程を適用する。

(その他)

第12条 この規程に明示されていない事項は、海外大学院との協議により定める。

(改定)

第13条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は2016（平成28）年4月1日から施行する。
- 2 本規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 3 本規程は2018（平成30）年4月1日から施行する。